



誇大広告の禁止	(9) 誇大広告は行っていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法15条	未回答
	事実と相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。	はい	いいえ		
契約締結の説明	(10) 入居契約は、賃貸借契約である旨、説明している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答
	(11) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明・管理規程を含む）を書面を交付して説明している。 ※サービス提供事業者を自由に選択できることについては(6)⑤を適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法17条	未回答
		はい	いいえ		
帳簿の備付け等	(12) 登録申請時に添付した契約書様式と同じもので入居契約している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法9条	未回答
	(13) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条	未回答
	(14) 入居者からの金銭受領について、帳簿に適切に記載し保存している。（なお、金銭管理については、管理規程の整備、保管場所・方法、施設職員複数確認、入居者又は家族等の確認（受領印等））	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(15) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容（定期健康診断、医薬品管理（施錠保管）水分・排泄・体温測定、洗濯、清掃等）を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(16) やむを得ず（切迫性、非代替性、一時性）入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、拘束理由を記載したもの、並びに家族の同意書を保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(17) 虐待が発生した場合、適切に対応を行い、その内容及び対応を記載し保存している。府等へ報告している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(18) 入居者及び家族からの苦情対応を適切に行い、その内容及び対応を帳簿に記載し保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
	(19) サービス提供で事故が発生した場合、適切に対応を行い、その状況及び処置内容を記載し保存している。府等へ報告している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答
(20) 帳簿は各年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法19条 老福法第29条	未回答	
その他	(21) 生活保護受給者の保護費等を事業者（委託事業者を含む）が直接管理する場合は、管理規定や契約書に基づき適正に管理している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本方針	未回答
	(22) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法6条	未回答
		はい	いいえ		

ご記入ありがとうございました。  
右メールアドレスへ本資料を添付の上、  
11月9日までに電子メールで送信をお願いします。⇒

○全ての入力完了しましたら、  
「定期報告書」のファイルを一旦パソコンに保存し、  
「[jutaku@city.neyagawa.osaka.jp](mailto:jutaku@city.neyagawa.osaka.jp)」まで送信ください。  
宛先：寝屋川市まちづくり推進部住宅政策課  
サービス付き高齢者向け住宅担当者 宛て